

ID: 246

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	地縁による団体の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第260条の2第1項及び第2項の規定による。</p> <p>第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>(4) 規約を定めていること。</p>		
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	告示事項に関する証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
<b>【基準】</b> 法第260条の2第12項の規定による。 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

<b>処分の概要</b>	地縁による団体の規約の変更の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	地方自治法 第260条の3第2項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第67号		
<b>【基準】</b>	<p>法第260条の3の規定による。</p> <p>第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 249

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の31第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【基準】	<p>法第260条の31の規定による。</p> <p>第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。</p> <p>2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。</p> <p>3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。</p>		
標準処理期間	50日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3001

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

<b>処分の概要</b>	特定非営利活動法人設立の認証(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)
<b>法令名 根拠条項</b>	特定非営利活動促進法 第10条第1項
<b>法令番号</b>	平成10年法律第7号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第10条第1項及び第12条の規定による。 (設立の認証)</p> <p>第10条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p> <p>(1) 定款 (2) 役員に係る次に掲げる書類 イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。) ロ 各役員が第20条各号に該当しないこと及び第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの (3) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面 (4) 第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 (5) 設立趣旨書 (6) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 (7) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 (8) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)</p> <p>2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類(同項第2号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第2号において「特定添付書類」という。)を、申請書を受理した日から2週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(1) 申請のあった年月日 (2) 特定添付書類に記載された事項</p> <p>3 前項の規定による公表は、第12条第1項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。</p> <p>4 第1項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から1週間を経過したときは、この限りでない。</p> <p>(認証の基準等)</p> <p>第12条 所轄庁は、第10条第1項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>(1) 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 (2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。 (3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2</p>	

<p>条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第47条第6号において同じ。）</p> <p>ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体</p> <p>(4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。</p> <p>2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の期間を経過した日から2月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。</p> <p>3 所轄庁は、第1項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 3003

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	定款の変更の認証(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第25条第3項		
法令番号	平成10年法律第7号		
【基準】	<p>法第25条第3項及び同条第5項において準用する第12条の規定による。 (定款の変更)</p> <p>第25条</p> <p>3 定款の変更(第11条第1項第1号から第3号まで、第4号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第5号、第6号(役員の数に係るものを除く。)、第7号、第11号、第12号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第13号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 第10条第2項から第4項まで及び第12条の規定は、第3項の認証について準用する。</p> <p>(認証の基準等)</p> <p>第12条 所轄庁は、第10条第1項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>(1) 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。</p> <p>(2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>(3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第47条第6号において同じ。)</p> <p>ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体</p> <p>(4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。</p> <p>2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の期間を経過した日から2月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。</p> <p>3 所轄庁は、第1項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3004

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	解散の認定(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第31条第2項		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】</p> <p>法第31条第2項の規定による。 (解散事由)</p> <p>第31条</p> <p>2 前項第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 3005

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	残余財産譲渡の認証(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第32条第2項		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】</p> <p>法第32条第2項の規定による。 (残余財産の帰属)</p> <p>第32条</p> <p>2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3006

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	合併の認証(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第34条第3項		
法令番号	平成10年法律第7号		
【基準】	<p>法第34条第3項及び同条第5項において準用する第12条の規定による。 (合併手続)</p> <p>第34条</p> <p>3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>5 第10条及び第12条の規定は、第3項の認証について準用する。</p> <p>(認証の基準等)</p> <p>第12条 所轄庁は、第10条第1項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。</p> <p>(1) 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。</p> <p>(2) 当該申請に係る特定非営利活動法人が第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。</p> <p>(3) 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。</p> <p>イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第47条第6号において同じ。)</p> <p>ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体</p> <p>(4) 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。</p> <p>2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第10条第2項の期間を経過した日から2月(都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間)以内に行わなければならない。</p> <p>3 所轄庁は、第1項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日